

令和3年度第5回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年6月14日（水）9：00～9：35
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員 正司委員（オンライン出席）
<事務局>
長谷川事務局長兼教育次長 山下教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 藤原学校教育部長
松本教科指導担当部長兼総合教育センター所長 河野児童生徒担当部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、正司委員がウェブでの参加となっております。よろしくお願いいたします。

議案2件、協議事項6件、報告事項が3件です。

まず非公開事項について、お諮りいたします。

このうち教第16号議案、協議事項12、協議事項13、報告事項1につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事、協議事項9、協議事項11、報告事項2につきましては、同項第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、ただいま申し上げました議案、協議事項、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第15号議案 職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

それでは、まず教第15号議案から参ります。職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則についてです。

それでは、説明をお願いいたします。

(藤井人事・組織担当課長)

本規則におきましては、地方公務員法及び条例に基づきまして制定しているものですが、このたび地方公務員法が改正されまして、職員の採用に当たってサービスの宣誓を対面で行うこと等を不要とする法律改正がなされてございます。それに伴いまして条例を改正することになりまして、その趣旨を踏まえまして、教育委員会規則におきましても、国の取組とともに、対面による採用時の宣誓を不要とすることと、あと押印を求めていたんですが、それを廃止するという形で規則を改正したいと考えてございます。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御質問、御意見はございませんか。よろしいですか。

(梶木委員)

特に不都合になることは考えられないですね。

(長田教育長)

不都合は考えられませんね。

(藤井人事・組織担当課長)

特段、不都合になるような内容は書いておりません。

(梶木委員)

方向だけの変化ということですね。

(藤井人事・組織担当課長)

中身については、今までどおりの対応になっていると思います。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、教第15号議案承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

報告事項3 尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会の調査報告書について

(長田教育長)

続きまして、報告事項3、尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会の調査報告書についてです。既に委員の皆さんには配付をさせていただいて説明させていただいておりますので、簡単に説明をお願いしたいと思います。

(杉山監理・調整担当課長)

6月3日に提出されました調査報告書について御説明申し上げます。報告書につきましては、調査委員会の委員長より本編のほうは非公開にし、概要版は公表という形で言われておりますので、説明では概要版に基づいて説明させていただこうと思います。なお、6月3日の提出時におきまして、委員長、委員から、記者会見でブリーフィングで出ました内容等も含めて、御説明させていただけたらと思っております。

まず報告書なんですが、2ページのほうに調査委員会の調査結果及び報告のほうが載っております。

なお、3ページ以降、調査した内容っていう形での認定した事実が書いております。3ページのほうには、平成27年9月にこちらの神戸市の小学校に転校してくるまでのこの当該生徒の認定した事実が書かれております。

この事案につきましてですが、3ページから4ページにかけて、当該生徒が小学校6年生の平成29年3月2日に教室内で当該生徒の机に落書きされたが、この落書きについて、学校は加害生徒を特定できなかつたとされております。また、中学校1年生の9月の体育会以降に、小学校のときのことがあるから学校に行きにくくなったので欠席が続き、平成29年10月17日、尼崎市の中学校へ転校という形が5ページのほうに書かれております。

6ページのほうには、当該生徒の尼崎市に転校してからの自死未遂ですとか病院への入院を繰り返したということ及び平成30年11月19日に電車に轢かれてなくなったという形が書かれております。

次ページ以降、7ページ以降の調査結果についてです。当該生徒、机の落書きというものはいじめと認定されております。9ページのほうに載っております。

また、9ページのほうに続きまして、小中学校においては、本件落書き事案以外にいじめの事実の認定はないとされております。

また、ちょっと前のほうになるんですが、当該生徒の自作自演の疑いというものがあったものについては否定をされております。

あと、調査委員会のほうからは、自死はいろいろな要因が絡んで起きますが、当該生徒の希死念慮が強まった一因としては、小学校6年生時の落書きとその後の学校対応があったことは否めないという形のものが11ページに書かれております。

あと、中学校の対応について、13ページのところに書かれておるんですが、調査委員会のほうからは、この学級担任のほうが学級経営の対応がひどかったということはない。また、小中学校の担任はきちんと生徒指導、学級経営をしていたものの、この子のしんどさに寄り添う意識が伝わるような引継ぎがされていなかったということではと言われておりましたが、13ページのほうには、中学校には内面的に強い葛藤を抱えた生徒には多面的、教育的な支援が必要であるという認識が希薄だったと思うというふうに書かれております。

あと、13ページから15ページにかけては、このような行政市をまたいだ前任校でいじめがある事案については、行政上の文書もありますが、協力や調査する体制を整える必要があるというふうにと言われております。

あと、いじめのアンケートを実施したのですが、結果的には市教委が遺族に寄り添うものになっていなかったということが15ページのほうに書かれております。

続きまして、再発防止についての提言と対応になります。15ページのところに外部機関への情報提供も含め、学校にとどまらず、DVを受けた母子への支援という視点での外部との支援体制の構築に取り組むことが望ましかったとされております。

また、進級の17ページのところです。進級の際に気づいていた当該生徒の前向きな意欲が見られない行動などが列挙されているが、これらも当該生徒からの何らかのSOSと捉えることが必要であったとされております。また、同じくトラウマを抱える生徒に対しては、教員一人一人のカウンセリングマインドの獲得が求められるとされております。

また、17ページから18ページにかけてですが、母と子の双方に対する働きかけができなかったということに関しては、トラウマインフォームドケアの視点が必要であるですか、逆境的小児期体験と家庭の支援という形で、逆境的小児体験を受けた子供への支援という形のものが19ページにかけて書かれております。

あと、20ページのほうに、自死防止の視点、子供の心身のサインを理解することという形での自死防止の視点での教員の傾聴的姿勢というものが書かれております。

また、22ページのほうに行きまして、専門家、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携という形の内容のものが書かれております。

最後24ページのほうに行きまして、学校における自殺予防教育という形で、学校での自殺予防に関する研修体制を整えたり、児童生徒を対象とした自殺予防教育が必要であるという旨が書かれております。これら再発防止についての提言、対応につきましては、神戸市いじめ対応の実施プログラムというものが定められておりますので、そちらのほうで対応をしていこうと考えております。

また、御遺族のほうに連絡を取っておりまして、来週中に御遺族のほうにお会いできた
らというふうな今予定を立てております。

以上になります。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございませんでしょうか。
どうぞ。

(今井委員)

本当にこのコロナ禍で大変な中で調査委員会の先生方にしっかり御調査いただいて、こ
の御報告をいただいたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。今はもうしっかりこ
の再発防止の提言もいただいていますので、ひとつひとつしっかり実現していくことが大事
だなと思っています。特に気になっているのは専門家の意見をスクールカウンセラーとか
スクールソーシャルワーカーですね。そういう意見が、本当にこれまでも何度も言われて
いる中で、なかなか現場でそれが実現に至ってないというのは、どういうところにあるの
かっていうのを、人数が足りないのか、それか何か連携しにくい何か事情があるのか、そ
のあたりもう一度改めてやっぱりしっかり現場の声を聞きながら、私たちも、そのスクー
ルカウンセラーもそうですし、ソーシャルワーカーの方たちと直接お話伺える機会がなか
ったので、そういうところで、その現場もなかなか連携が実際どうなのかっていうのを、
また一度、私たちが直接お聞きするのがいいのか適当なのか分かりませんが、やっ
ぱりその点、深めていただけたらと思っています。

(長田教育長)

今の点に関して、どうでしょう。

(杉山監理・調整担当課長)

学校への神戸市いじめ対応の実施プログラムの中で、スクールカウンセラーの活用方法
については研修を実施という項目がありますけども、そちらのほうでスクールカウンセラ
ーの教育系の研修をしていただいて、学校でどのようにスクールカウンセラーの方を活用
していただけるかっていうのを、スクールカウンセラー自ら研修していただくというふ
うに考えております。また、それに合わせてスクールソーシャルワーカーについても、こ
ういう取組をしていかないといけないという形で、この辺の実施プログラムの修正ですと
かというのは、また検証していただこうと思っています。

(長田教育長)

また今、今井委員のお話にもありましたように、1度スクールカウンセラーの代表の方

と少し教育委員の皆さんと意見交換、懇談するような機会を設けていただくというのも必要じゃないかという気がしますので、また事務局のほうで1度そのあたり検討してください。

ほかにございませんか。

どうぞ。

(梶木委員)

本当にありがとうございます。いろんなところに書かれているんですけども、やはりその早くSOSをキャッチ、出されたものをキャッチすべきであったって書かれてると思うんですけども、そのSOSであるかどうかを、拾える範囲がやっぱり低いと言われていのかと思うんですけども、そのあたりが、例えば、いろんな何か情報があったって書かれているところを今の学校の先生方、教員、あるいは、周囲に関わる大人たちが、こういうことが子供にとっては何か助けてほしいっていうサインなんだっていうことを、もっともっと広く知ってもらおうとか、性的な面でも、自分でどう対応したらいいか分からないようなところも思春期になったら出てくるというようなことも書かれていますので、そのあたり、また教員の先生方を含めて、大人がもっとも子供を理解するっていうことに、せっかくのこの調査報告書でたくさん書いていただいているところに、私たちは学ばなければならないのではないかなと思っております。

以上です。

(長田教育長)

ほかいかがでしょうか。

正司委員も何か御意見がありましたら、お願いいたします。

(正司委員)

すいません。いや、特に追加ではございません。

(長田教育長)

ありがとうございます。

ほかにございますか。

(本田委員)

先ほどから御意見で出てるんですけども、このSOSを早くキャッチするとか、スクールカウンセリング的なところを学校の先生方と、それ今の仕事でもうかなり手いっぱいなのか、結構専門的な知識といいますか、そういうのを求めていくっていうのは、かなり負担なんじゃないかなってすごく思っていて、例えば、スクールカウンセラーの配置とか

っていうのとかも、全校生徒って考えると、すごくやっぱり人数が多いので、その人がその一人一人と面談して行ってキャッチするっていうのにも、かなり限界があるかなと思うので、何かうまくいった事例とか、今までの連携が何かね。うまくいった事例とか、何かうまくいってないことを結構何ていうんですかね。調査して、どこが問題だったのかって解明することってよくやられると思うんですけども、何かうまくいった事例も、何かうまくいったのかっていうところを拾って行って、次につなげられたらいいのかなというふうに思いました。

(長田教育長)

ありがとうございます。事案によっても連携がうまくいったような事例って当然あると思いますけれども、そのあたりどうでしょうか。

(河野児童生徒担当部長)

実際に現場のほうでは、今御指摘ありましたように、うまくいった事例もございます。具体的には、もうスクールカウンセラーが学校の担任、もしくは、養護教員と連携をする中で、事案の小さなところを拾い上げて、そこから関係機関につながっていったと、それで子供の命を救えたりとか、もちろんこれは虐待でありますとか、今ありますいろんな問題に対応して、うまくいった例もございますので、今御指摘いただきましたように、そのあたりいい事例も、また検証してまいりたいと思います。

(本田委員)

そういうものをシェアできたら、よりこう利用が進むというか、うまくいくんではないかなと思います。

(長田教育長)

ありがとうございます。いずれにしても、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーについては、これまでも体制の拡充にずっと努めてきておまして、今後も、その方向で我々是对応していかないといけないと思いますけども、なかなかこの専門職ということで、いい人材を確保する、人材確保もなかなか難しいということもあって、一挙に置くというのは難しいというような状況にありますけども、やはりその限られた専門家の方々をいかにうまく活用していくかということが求められていると大事なことだと思いますので、既にもうそのあたり重々お分かりだと思いますけども、引き続き、今日いただいた御意見をもとに、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませつか。よろしいでしょうか。

やはり垂水の中学生の自死事案があつて、かなりその不適切な対応なりといったことも含めて、我々、教育委員会なり学校現場のほうも非常に反省すべき点、問題があつたわけ

ですけれども、その反省を踏まえて、今プログラムをつくって改善をし対応に努めていると。そういう状況の中で、この事案が起こったということです。しかもいろいろ転校も伴いましたので、なかなかこの尼崎、あるいは、兵庫県、それから、本市、こういった中で、どのように対応するのか非常に難しい案件だったと思いますが、やはりこの調査報告には様々なにそういう対応が行き届かなかったと指摘をいただいていますので、いただいた提言をしっかりと受け止めて、やはりこういう痛ましい事案を起こさないという強い決意の下で、学校現場とも十分連携をして、いじめ防止対策に取り組んでいきたいというふうに思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと申します。

協議事項 6 今後の中学校給食について

(長田教育長)

それでは、次に参ります。協議事項 6、今後の中学校給食についてです。

(浜西健康教育課長)

今年度、第 3 回目の神戸市学校給食委員会を 6 月 11 日金曜日に開催をいたしました。その開催概要について報告をさせていただきます。

議事としては、中学校給食の全員喫食制における実施方式の検討についてでございます。その 2 頁以降に別紙として当日の会議資料を掲載しております。今回は実施方式の検討ということで、4 つの実施方式についてその概要、それから方式の特徴、主な導入団体等、それから、事務局で調査を行った内容について順に記載をしております。

まず自校調理方式につきましては、(4) のところに事務局で調査を行った結果を記載しております。給食室の整備について、運動場など学校生活に必要な敷地を利用せずに、中学校の敷地内に新たに給食室を整備することができるのかについて、全 82 校を対象に調査を行っております。結果としましては、下に表をつけておりますが、敷地内で対応可能というのが 2 校、敷地内で対応可能ではあるが、課題があるというのが 6 校という結果になってございます。

2 点目続きまして、親子調理方式につきましては概要等を記載しておりまして、(5) 番目、調理能力、小学校の給食室に調理能力に余力があるかという調査を行っております。給食室がある小学校 140 校のうち、1 日当たり 400 食以上、中学校の平均生徒数が約 400 名ですので、これを賄える調理能力の余力があるかどうかという調査を行いましたところ、400 食以上の調理能力の余力が見込まれる学校については 4 校でございました。ただ親子方式というのは対応する中学校との組み合わせがございますので、個別に必要な食数ですとか配送距離についてはフォローをしていく必要がございます。

続きまして、給食センター方式ですけれども、概要から主な導入自治体等を記載しておりまして、給食センターの整備については、また他市事例を参考として、調理能力に応じ

た十分な広さの敷地面積を有する用地を確保する必要があるという意見。それから、アクセスのよさ等も必要になってくるということ。下には主な事業手法について記載をしております。また、他都市の給食センターについて調理能力とか、それに合った敷地面積がどれくらい必要となるのかということも参考に記載をしております。

最後4点目が、民間デリバリー方式（食缶）でございます。（4）のところにサウンディング調査の結果を記載しておりますが、市内3社含む12社に参加をいただきまして、サウンディングを行いました。提供可能食数としては約1万7,000から2万食という結果について記載をしております。当日の委員会の場でいただいた御意見ですけれども、コスト、それから、導入しやすさと、これを考えると、民間デリバリー方式が適当なのではないか。ただし、民間デリバリー方式では供給可能食数が足りませんので、スピード感はないが、給食センター方式が時間、維持費も安く、他都市の例を見ても現実的でよいのではないかなどの御意見がありました。もちろん自校調理方式と親子調理方式を否定するものではなく、安全、安心を基本にして、実施方式の組合わせを考えるべきである。他都市の事例も参考にしながら、児童生徒数が減ることも踏まえ、中長期的に考える必要があるとの御意見をいただきました。今後、他都市の調査等も行いまして、次回、さらに議論を深めていきたいと考えております。

説明は以上です。

（長田教育長）

この件について御意見等はございませんか。

先ほどもちょっと説明がなかったんですけど、この自校調理方式で、その敷地内で対応可能な、敷地内で対応であるが、課題がある2校、6校、それぞれの説明がありましたけど、残りの74校は学校生活に影響を及ぼすため、対応困難、これ具体的にどういうことか少し説明をしていただければと。

（浜西健康教育課長）

今回、調査に当たっては施設の台帳を学校の敷地を具体的に確認をしまして、その学校の中に300平米の敷地面積、これが給食室を建てるのには必要となってきますので、どういうことができるかどうかということも確認をいたしました。その中でどうしても運動場を削るしかない。それから、部活動で使っている用地を削るしかない。こうなると、学校生活に影響が及んでいきますので、そういったところが合計で74校あったということでございます。

（長田教育長）

なかなかこの給食室300平米ぐらいなものを建てるとなると、かなり制約があって、正直もう敷地内で学校生活に影響を及ぼさずに簡単に建てれるかということ、かなり厳しい学

校が多いという状況だと思いますね。ありがとうございます。

(梶木委員)

質問よろしいですか。

(長田教育長)

どうぞ。

(梶木委員)

現在デリバリーでランチボックス形式でやっていますので、それだと配膳室を各中学校につくったと思うんですけども、いろいろ考えていくときに、その配膳室がちょっとこう次の給食をどんなふうに転用できていくのかっていう見込みはあるのかなと思ひまして。ちょっと教えていただけたらと思います。

(北原中学校給食係長)

現在84校それぞれ配膳室を設けてございまして、それについては新しい方式になった場合も流用は可能だというふうに考えてございます。理由といたしましては、昨年度、親子調理方式のモデル実施をした際も、食缶で給食を配膳室に運んで、生徒がそこに取りに行っていくことで提供しましたので、そのあたりを考えると、形的には恐らく大丈夫かなというふうに思います。食缶での給食、温かい給食になった場合に、配膳室までの動線等は再度調査をする必要はありますが、配膳室の箱自体は流用可能というふうに考えてございます。

以上です。

(梶木委員)

ということは、食缶で温かいものを持ってきて、そこに生徒たちが取りに来て、各教室に持っていくという、その基地になるというイメージですかね。

(北原中学校給食係長)

そのように考えております。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

今のその話は、親子調理方式、センター方式、それから、民間のデリバリー食缶方式の

どの方式を利用しても今の配膳室は活用して、基地になるような活用の仕方ができるという、そういう理解でいいですか。

(北原中学校給食係長)

そのとおりです。

(長田教育長)

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、正司先生。

(正司委員)

もし今分かればでいいんですが、給食センターは工業系の用地指定のところにつくるという話なんですけれども、既存不適合とか何か特例措置をちょっとつくったケースとか、そういうのがあれば、また情報提供いただければと思います。

以上です。

(長田教育長)

ちょっと今は詳しいこと分からないですね。また、情報として教育委員さんのほうに説明をしていただきたいと思います。後日で結構です。

ほかよろしいでしょうか。

なかなかこの秋に基本方針を出すということで、今目標として持っていますので、それまでの間に、この学校給食委員会も、あと何回か開催をするという、非常にタイトなスケジュールですけれども、ぜひいろんな方々の意見を聞いて、いい学校給食の提供に結びつけるように、ぜひ引き続きよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

協議事項 1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

それでは、続きまして、協議事項の1です。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

お願いします。

(浜西健康教育課長)

学校園における感染確認状況について御報告をさせていただきます。表の下方になりますが、令和3年6月の欄を御覧いただきますと、6月10日の現在で、総計11名の感染が確認をされております。神戸市全体における感染者数が減少傾向にあるのと同様に、学校園

においても感染者数も減少傾向にございます。市立高校でクラスターが発生したという案件もございますので、引き続き、感染対策の徹底については行ってまいりたいと考えております。

報告は以上です。

(長田教育長)

この件について御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。
どうぞ。

(今井委員)

すみません。中高生のワクチン接種を神戸市でという報道とかも出て、学校とかにも、いろいろ保護者の方から問い合わせやお声があったのではないかと思うのですが、もし現場から混乱しましたとか何かお声が届いていましたら、そのあたりも教えていただければと思うのですが。

(長田教育長)

現実には学校現場の方にそういう声はかなり届いてたとか、そういう話はあまり聞いてないですね。

(周尾総務課長)

そうですね。現場のほうからは特にあまり聞いてないですね。

(長田教育長)

教育委員会、それと神戸市のほうに、報道が少し先行した形になりましたので、あの報道を受けて、いろんな御意見が寄せられたというのは、教育委員会としても把握をしています。そういうことですよね。

(周尾総務課長)

そのとおりです。

(長田教育長)

現実問題といたしまして、報道であったように、教育委員会としても、ああいう格好でやるとは考えておりませんでしたから、あくまで文科省の大臣の御発言もありましたけれども、そういったことを受けて、神戸市としては小中学生、12歳以上の子供たちに対する接種をどうするかということについて検討そのものも今ストップしているということですので、また、はっきりした方向性が向こうから出れば、それを受けて、本市としてもその

上、どうするのかということをもたまたま皆さんと御意見を交換しながら、市のほうとも調整をしていきたいというふうに思います。

どうぞ。

(梶木委員)

また昨年と違って今回の緊急事態宣言下の中では、小学校の子どもさんも、かなり感染者数が増えてきたという現状もあると思うんですね。特に家庭内で濃厚接触者になった後、陽性になる、感染してってということで、何か長期間にわたって休むことになったお子さんもおられると聞いているんですが、その先生からの声かけとか、あるいは、今度、学校に戻るときに、いじめにならないようにというのも話されていると思うんですけども、いろいろ工夫された中でちょっと困ったなみたいな対応とかがあった部分とかありますでしょうか。多分、小学生、自分が長いこと休んで、行くときにすごく不安だと思って行ってるお子さんがおられるって聞いているので、学校現場から何かそういう注意をしていただけとは思いますが、何か報告、特に困った案件とかが、こういうふうにして、うまくやっていますみたいなのがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

(松本教科指導担当部長兼総合教育センター長)

今、梶木委員おっしゃられたみたいに一人休むとなると、子供たちどうしても不安になるというのは学校も十分把握していますので、オンラインを含めた小まめな対応で学校ともつながるということを大事にされているというふうに、今実際報告も上がってきています。苦勞をされていると思うんですけども、それだけじゃなく、今までも家庭訪問でしたり電話も含めた対応で学校とのつながりを定期的に持っていたいただいているのが現状であるというふうに思っています。

以上でございます。

(梶木委員)

ありがとうございます。1年生、2年生とかになると、なかなか本当に学校に行くのが不安というのを聞いたので、本当に丁寧に対応していただければと思います。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにもございませんか。

また、今後の方針に係る内容については、この後、非公開の場で議論をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

そのほか、ほかの項目に関してでも結構ですが、何か御意見はございませんでしょうか。
よろしいですか。

それでは、本日の公開案件はこれで全て終了をいたします。

閉会 午前 9 時 35 分